



一時預かり利用者負担軽減事業補助金



所得の低い世帯や支援が必要な児童がいる世帯等の、一時預かり事業の利用に係る経済的負担を軽減し、必要に応じて支援を受けることを促進するため補助金を交付します。

【事業内容】（支給対象者と補助金の額）

潟上市内の一時預かり事業を利用した方のうち、下表の“支給対象要件”の1～4に該当する、事業利用日時点において潟上市内に住所を有する世帯の保護者に対して、支払いした保護者負担額と児童1人あたりの補助上限額を比較して少ない額を支給します。

	支給対象要件	児童1人あたり補助上限額
1	生活保護世帯	日額3,000円
2	市町村民税非課税世帯	日額2,400円
3	市町村民税所得割課税額の世帯合算額が77,101円未満の世帯	日額2,100円
4	要支援児童または要保護児童がいる世帯やその他市長が特に支援が必要と認めた世帯	日額1,500円

【申請方法】

- 一時預かり保育料を支払った後、必要書類を子育て応援課へ提出してください。
助成が決定した場合は、交付決定通知書を送付します。
- 必要書類：一時預かり事業領収書の写し
通帳のコピーなど振り込み先が確認できるもの
令和7年1月1日現在、潟上市に住所がない方は
令和7年度の所得課税証明書（父・母分）



【問い合わせ先】

潟上市役所 福祉保健部 子育て応援課：018-853-5362（直通）

